

令和6年度第1回釧路方面中標津警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年5月28日(火)午後2時0分から午後3時20分までの間

2 開催場所

釧路方面中標津警察署2階大会議室

3 出席者

協議会委員 7人(定員7人)

会 長 小 椋 ともよ

副 会 長 松 村 啓市

委 員 須郷 洋機、木庭 繁男、丸田 光雄、杉本 秀、藤野 貴久

警察署員 8人

署 長 佐藤 昌宏

副 署 長 岡本 貴仁

警務課長 増野 広介

会計課長 三上 貴史

生活安全課長 星山 和之

地域課長 千葉 篤

刑事課長 中岡 俊介

交通係長

4 会長及び委員挨拶

5 署長及び警察署幹部挨拶

6 前回の要望・意見に対する警察の措置状況

一時停止標識の設置要望について

○ 前回の委員の提言

- ・ 中標津町東11条南4丁目交差点に見通しの悪い箇所があり、同所に一時停止標識の設置を検討してほしい。

○ 警察の措置

- ・ 同所の交差点には、委員が設置を希望されている反対側の交差点に、既に一時停止標識が設置されており、交差点の全方向には、原則として一時停止標識を設置しないという基準があります。
- ・ なお、主従関係を反対とした場合、地元住民の方々に混乱を与え、事故を誘発することにもつながるおそれがありますので、現状では、新たな設置はできないことをご理解願います。

信号機の設置要望について

- 前回の委員の提言
 - ・ 別海町に所在する「みなくる」という施設の裏側にある道路に押しボタン式の信号機を設置してほしい。
- 警察の措置
 - ・ 信号機の新設に関しては、指針があり、現状では、その指針を満たしていないため、新たな設置はできないことをご理解願います。

子供の登校時間帯における警察官の対応依頼について

- 前回の委員の提言
 - ・ 中標津東小学校の通学路を見守りしていた際、走行する車の速度が速く、危険を感じたことがあり、登校時間にあわせてパトロールをしてほしい。
- 警察の措置
 - ・ 先般、委員からの要望を踏まえ、中標津町内に所在する小学校の通学時間にあわせて、当署の地域課や交通課員とともにパトカーによる見せる警戒を実施したところです。
 - ・ 当署管内では、通学途中の学生が被害に遭う人身交通事故の発生はありませんが、道内では、学校に通学途中の生徒が死亡事故や重傷事故の被害に遭うなど、痛ましい事故が発生していますので、引き続き、速度違反や横断歩行者等妨害、一時不停止違反など、事故に直結する悪質な交通違反を検挙するなどして、対応していきますので、ご協力願います。

7 業務概況説明

令和6年4月末における中標津警察署の業務概況説明

8 テーマ協議

「選挙違反」について

ア 関連する法律について

身分を定める地方公務員法（一般職の公務員と特別職の公務員）及び公職選挙法違反に関して

イ 諮問

委員からの質問

- ・ どのようなものが違反となるのか、具体的に教えてほしい。

警察からの回答

- ・ 公務員は、大きく一般職の公務員と特別職の公務員に分けられます。
- ・ 当然、公務員には、中立性が求められ、一般職の公務員については政治的行為が禁止されています。
- ・ 他方、警察署協議会の委員の皆様は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤の地方公務員であり、政治的行為の制限の適用は受けませんが、委員がその地位を利用して選挙運動したと判断される場合には、公職選挙法

の規定に抵触するおそれがあるということをご理解下さい。

「自転車の正しい利用方法等」について

- ア 自転車事故の発生実態について
- イ 自転車安全利用五則について
- ウ 別海町における取り組み状況（交通安全教室）
- エ 動画で学ぶ（北海道警察のYouTube）
- オ 諮問

委員からの質問

自転車を利用する際のヘルメットの規格はありますか。

警察からの回答

SGマークなどの安全規格を満たしているものを推奨しています。

委員からの質問

自転車の交通違反は、取り締まりの対象としていますか。

警察からの回答

自転車の交通違反については、反則通告制度の対象ではありませんが、今後対象になる見込みです。

悪質・危険な自転車の交通違反と認められるときなどは、取締りの対象となる場合があります。

9 一般質疑応答

熊について

委員

- ・ 熊の駆除に関して、地元の猟友会と町役場との関係性が報じられていましたが、実際に熊が出没した場合、警察では、具体的にどのような対応を講じているのか教示願います。

警察

- ・ 警察における具体的な対応に関してですが、各町役場や関係機関・団体との情報の共有はもとより、報道機関への情報の提供や付近住民に対する広報による注意喚起を実施するなどして、対応しています。
- ・ 熊の出没に関する情報は、非常に地元住民の関心も高いことから、引き続き、適切に対応していきます。

警察署の統合について

委員

- ・ 新聞の報道によれば、北海道警察の複数の警察署が統合するとの情報があったが、中標津警察署が統合の対象となっているのか、教示願います。

警察

- ・ 北海道警察の複数の警察署が最寄り警察署と統合するとの情報は承知して

いますが、決定した事柄ではありませんし、今後の協議等を通じて、了承されればそうなる可能性があるものとして報じられたと思います。

- ・ 中標津警察署管内は、佐賀県と同規模の広大な面積を管轄しているという特徴がある警察署です。
- ・ 現時点では、当署がいずれかの警察署に統合されるという情報はありませんが、引き続き、地域住民の皆さんのご協力やご支援をいただきながら、広大な管内を管轄する警察署員として、管内の安全安心を守るためしっかりと対応していきます。

10 次回開催予定

令和6年10月中旬から下旬を予定